

平成18年度第1回東京都税制調査会

議事録

日 時 平成18年5月29日（月）

場 所 都庁第1本庁舎 北側33階特別会議室N6

平成18年度第1回東京都税制調査会

平成18年5月29日(月) 16:01~17:02

都庁第一本庁舎 北側33階特別会議室N6

開 会 午後4時1分

【税制調査担当部長】 本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから、平成18年度第1回東京都税制調査会を開催いたします。会長が選任されるまでの間、事務局で会を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに事務局を代表いたしまして、主税局長よりごあいさつを申し上げます。

【主税局長】 主税局長の菅原でございます。平成18年度東京都税制調査会第1回の総会の開催に当たりまして、事務局を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、委員をお引き受けいただきましてまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。また本日は、大変お忙しい中をご出席賜りましてまことにありがとうございます。

本調査会は平成12年度に設置されまして、以後6年間にわたりまして地方税制のあり方等につきまして貴重なご提言をいただいております。こうした中で、国の三位一体改革によりまして、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現するなど、地方税財政制度改革は少しずつ前進しているところではございますけれども、これは本調査会におきまして、これまでにご提言いただいております税源移譲のあるべき姿からほど遠い状況でございます。また、国・地方を通じました税財政制度のあり方につきましては、現在、国等でさまざまな議論が行われておりまして、今後、具体的な動きが出てくると思っておりますけれども、地方税源を充実いたしまして真の地方自治を確立していくためには、こうした動きに的確に対応し、引き続き地方の立場から粘り強く声を上げていく必要があると思うわけであります。

特別委員、そして委員の皆様方におかれましては、まことに忙しいこととは存じますが、何とぞお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げます。簡単でございますけれども私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【税制調査担当部長】 次に、委員の皆様を事務局からご紹介させていただきます。お手元に配付いたしました東京都税制調査会委員名簿に従いまして、本日、ご出席の委員をご紹介させていただきます。

まず、東京都議会議員の内田特別委員でございます。

同じく、野島特別委員でございます。

同じく、柿沢特別委員でございます。

同じく、原田特別委員でございます。

同じく、東村特別委員でございます。

同じく、曾根特別委員でございます。

神奈川大学教授の青木委員でございます。

立教大学教授の池上委員でございます。

筑波大学大学院教授の岩崎委員でございます。

自治省のご出身で新菱冷熱工業株式会社常勤顧問の金子清委員でございます。

東京税理士会会長の金子秀夫委員でございます。

東京大学大学院教授の神野委員でございます。

日経広告研究所主席研究員の森野委員でございます。

京都大学大学院助教授の諸富委員でございます。

東京都市長会会長の細淵委員でございます。

東京都副知事の横山委員でございます。

同じく、大塚委員でございます。

東京都出納長の幸田委員でございます。

東京都教育長の中村委員でございます。

なお、東京都税制調査会運営要領第3によりまして、専門委員を置いておりますのでご紹介させていただきます。元東京都固定資産評価審査委員会委員の志熊専門委員でございます。

以上で、本日ご出席の委員のご紹介を終わります。なお、ウシオ電機株式会社代表取締役会長の牛尾委員、上智大学大学院教授の小幡委員、富士ゼロックス株式会社相談役最高顧問の小林委員、東北大学大学院教授の渋谷委員、特別区長会会長の高橋委員、東京都町村会会長の青木委員、東京都副知事の関谷委員は、所用により本日はご欠席でございます。

なお、東京都税制調査会委員の委嘱状につきましては、委員の皆様のお手元に配付させていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、会長及び副会長の選任をお願いいたします。本調査会の設置要綱では、会長と副会長は委員の皆様の互選によりまして選任していただくこととなっております。どなたかご推薦をいただければありがたいのですが。

【金子（清）委員】 私からご推薦させていただきたいと思っております。会長には、昨年度まで都税制調査会の会長をお務めいただきました神野委員に引き続きお願いをいたし、また、副会長には、やはり引き続き内田特別委員をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

（異議なし）

【税制調査担当部長】 異議なしとの声がございました。

では、会長に神野委員を、副会長に内田特別委員を選任することでよろしいでしょうか。

（異議なし）

【税制調査担当部長】 ありがとうございます。神野会長、内田副会長、よろしく願いいたします。

それでは、神野会長、内田副会長、どうぞ会長席、副会長席へお移りください。

会長、副会長が選任されましたので、ここで知事から諮問をいただくところでございますが、知事が海外出張中のため欠席させていただいております。知事を代理いたしまして、横山東京都副知事が会長へ諮問させていただきます。

【横山東京都副知事】 東京都税制調査会会長殿。貴会に下記の事項を諮問します。地方主権の時代にふさわしい地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方、その他これらに関連する諸制度について意見

を求めます。東京都知事 石原慎太郎。

よろしく願います。

【税制調査担当部長】 ありがとうございます。ここで会長にごあいさつをいただきたいと存じます。会長、よろしく願います。

【神野会長】 ご指名でございましたので引き受けさせていただきます。会長職を引き続き務めるにはやや心もとないのですが、委員の皆様方のご協力を得てどうにか職務を全うしていきたいと思っておる次第でございます。

今回の税制調査会は少し長期的なビジョンを全体として検討しながら、その上で短期的に個々の問題を処理していくような方針のようでございます。ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、私、網膜剥離でいつ失明するかわかりません。それは網膜剥離というのは近視がとまらない、普通の人は大体二十歳を過ぎていくと近視がとまるわけですが、近視がとまらないで、結局剥離して失明していく危険があるのですけれど、社会も同じことなのですね。余りに近視眼的に物事を見始めると、社会が暗黒に陥る、現在の社会の動きを見ているとそうした心配をいたします。皆様のお知恵を拝借しながら、個々の問題を議論する上でも、全体を見忘れないように、丸い地球でも一部を見れば真っ平らに見えるわけでございますので、全体像を見忘れないようにしながら議論を進めていければと思います。

ビジョンが重要だということを、現在、さまざまところで地方分権が議論されている折に、私はいつも申し上げている言葉に、社会心理学の方で言っている、予言の自己成就、予言は自分で成就していくという言葉があります。楽観的な希望にあふれた未来をビジョンとして持って、それを確信して行動すれば、そうなる確率は高まるし、逆に悲観的な未来を描いて行動すればそうなる確率は高まる、そういう法則がありますが、そういう予言の自己成就ということを信じれば、可能な限り明るい未来がデザインできるようなビジョンを皆様とともに描いて進めていければというふうに考えておりますので、よろしく協力いただければと思います。

【税制調査担当部長】 ありがとうございます。

それでは、これ以降の議事につきましては、神野会長に進行をお願いしたいと存じます。会長、よろしく願います。

【神野会長】 それでは、平成18年度の第1回目に当たります東京都の税制調査会の議事に入りたいと思います。

これ以降の議事は資料8にございます、運営要領の第2の5の規定に基づいて非公開にさせていただきたいというふうに考えておりますが、委員の皆様からご異存がなければ、そのように処理させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【神野会長】 それでは、そのようにさせていただきます。これ以降の議事は非公開とさせていただきますので、大変恐縮ではございますけれども、関係者以外の方につきましてはご退席をいただければと思います。

それでは、お手元でございますように、お手元の議事次第をちょっとごらんいただきたいと思いますが、その他とか日程などを除きますと、主要な議題、5つばかり準備をさせていただいております。最初の議

題でございますが、「地方税源のさらなる充実確保」を求める緊急提言、これにつきまして委員の皆様方にお諮りしたいというふう存じております。

事務局の方からこの案につきましてご説明いただければと思いますが、よろしく申し上げます。

【税制部長】 それでは、「地方税源のさらなる充実確保」を求める緊急提言（案）につきまして、事務局からご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料1をごらんいただきたいと存じます。案文を読み上げます前に、緊急提言の趣旨ないし背景につきまして、主に2点申し上げます。現在、国などでは地方法人課税の偏在性が高いことを理由といたしまして、その税収を人口割合で配分しようとする議論がございます。また、国の財政が事実上破たんしつつある一方で、地方のプライマリーバランスはプラスでありますことから、地方法人課税を縮減し、地方税源そのものを縮減しようとする議論がございます。こうした議論に対しまして、都税調では今回、6月の経済財政諮問会議に向けて「地方税源のさらなる充実確保」を求める緊急提言を取りまとめ、政府機関、都選出国会議員の皆様など、関係各方面に提出していきたいと考えております。

それでは、案文を朗読させていただきます。

「地方税源のさらなる充実確保」を求める緊急提言（案）。

地方分権の推進は、時代の要請である。地方自治体が自らの意思と責任において、地域住民のための地域に合った施策を、自主的かつ自律的に行っていくことが、今、強く求められている。そのためには、その財源は、補助金等の国からの財源に依存するのではなく、地方税源を充実していくことが必要不可欠である。

また、今後、地方においては、少子・高齢社会の進展に伴う財政需要が増大していくことが見込まれるとともに、地域の特性に応じた地域振興策の充実が必要となるなど、地方自治体の役割は、益々重要なものとなり、そのためのさらなる地方税源の充実が必要である。

しかしながら、現在、国において検討が進められている「歳入・歳出の一体改革」は、国の歳出削減の方策の一つとして地方交付税総額を削減しようとするなど、国の財政再建を優先させようとする感がある。

また、地方法人課税は偏在性が高いとして、地方税の基本的仕組みとしての課税対象の存在と税の帰属の関係を全く無視し、人口割合等で単純に税収を配分すればよいとする議論がある。さらには、国の一部の省庁では、地方法人課税の意義を全く無視し、これを撤廃しようとする動きすらある。

地方法人課税は、長い地方税の歴史の中で、法人の事業活動規模と地方自治体が提供する行政サービスとに着目して、応益的な観点から課す法人事業税と、法人も個人と同様地域の構成員であることから、負担分任の観点から応分の負担を求める法人住民税とから成っている。また、地方法人課税は、地方の重要な財源であると同時に、地方自治体が地域の産業振興等に取り組む上での大きなインセンティブとなっている。

地方の独立税源の充実が不可欠な中で、こうした地方法人課税を撤廃しようとする動きは、地方自治体が提供する行政サービスがあつて、はじめて法人の事業活動が成り立っていることを無視し、地方税源の充実、地域振興の必要性、地方分権の推進の観点、いずれにも逆行するものである。さらには、地方の固有財源にまで切り込もうとすることは、地方自治の本旨にももとるものである。

東京都税制調査会は、地方自治体が、今後益々重要となる役割を着実に担っていくため、自主税源のさ

らなる充実確保により未だ不十分な地方の財政基盤の確立が図られるよう、次の事項について、国に強く要請するものである。

1、地方法人課税が、引き続き地方自治体の財政を支える重要な基幹税としての役割を積極的に果たしていけるよう、撤廃又は縮減などを行わないこと。

2、消費税と地方消費税との税源の割合を現行の4対1から、5対5とするなど、さらなる税源移譲を進めること。

3、法人事業税及び法人住民税の分割基準を財源調整の手段として用いないこと。

以上でございます。なお、分割基準は法人の事業活動規模をあらゆる適切な手法を用いるべきでございます。これまで都税調答申や、都の国への提案要求では、従業者数を基本とすべきであり、これを自治体間の財源調整の手段とすべきではないと指摘しております。

以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。全文ご紹介いただいたところでございますけれども、ご意見ございましたら賜りたいと思います。いかがでございますでしょうか。

【曾根委員】 特別委員の曾根です。私、地方税源のさらなる充実確保という趣旨や、また今回、国が国の財政再建を優先させる立場から、地方にしわ寄せをしながら税制改革を進めようとしていることに対して物申すというタイミングとしても、提言を出すことについては当然というふうに考えます。

それから、この項目の中に3項目ありますうち、地方法人課税の重要性という点でも、また最後に分割基準のやり方を財源調整の手段と用いるべきではないという趣旨についても、基本的には同意できるものだと思います。

ただ、結論から言えば、第2項の消費税の税源割合を地方に移していくという点での税源移譲ということについては認められないという立場です。それは2つほど理由がありまして、1つは、前々から私たち主張しておりますように、消費税は逆累進性が強くて、やっぱり一般都民や中小零細の事業者に負担が重過ぎると。またこの消費税の税源移譲という話は前々から出ていますけれども、これが消費税の増税の引き金にもなりかねないということから反対しておりますが、それだけではなくて、この間の国の税制と地方税制の構造の変化を見てくると、今回行われた地方税のフラット化によって、個人が払う所得に対する税負担額そのものは総額変わらないにしても、地方税の方は税率がフラットになって、恐らく戦後初めて、いわば累進課税がなくなったと。その分を国の所得税で穴埋めをしているわけですが、地方税の構造そのものが累進性を失ってきているわけで、しかもその上に消費税を大きな財源として今後充て込んでいくというふうになりますと、むしろ累進性よりも逆累進性が強まっていくという点で、非常に大きな地方税全体に対する影響があると思います。

例えば前文の方に書いてありますように、今後地方において少子・高齢社会に伴う財政需要が高まると。これは当然なのですけれども、その中で、どうしても我々考えなければならない格差問題、そういった格差の社会構造をやはり是正していくためにも、税が持っている富の再配分機能などをむしろ強化し、地方税においても国ももちろんですけれども、やはり累進性をむしろ前向きに検討、改善していくということが求められるのではないかと。これは先ほどお話のあったように、長期的な税のあり方という点で、私たちはその方向をやはり追求すべきだろうというふうに考えておりますので、この点については私たち意見

が異なるということについて申し上げたいと思うのです。

それからあわせて、法人税の重視という点は地方税において当然ですが、やはりここでぜひ指摘しておくべきなのは、大企業の大幅減税などで東京都だけでも1,500億円以上の税制の税額影響を毎年受けていて、しかも今回、企業向けの減税措置が減税措置ではなく、税本体に組み込まれるということで、今回議案も出されようとしていますので、まさに減税ではなく本来的なものになってしまうという点でも、こういうあり方こそ見直すべきだと、法人税の重視というだけではなく、具体的なそういった課題にも取り組むべきだし、東京都独自にも超過課税がまだ十分やれる余地もあるということについては、具体的にそういう提言もぜひ盛り込むことも検討すべきだということも意見として申し上げたいと思います。

以上です。

【神野会長】 ありがとうございます。ほかにご意見、何か。

【柿沢委員】 特別委員の柿沢です。よろしく申し上げます。この緊急提言の趣旨そのものは私どもも賛同できるものだというふうに思っておりますが、しかしながら、この法人二税の取り扱いをめぐるいろんな議論の中で言うと、東京都も含めた地方の主張としては、税源の偏在の問題もあり、また一方で年度による税収の増減というのが大変急激だということで、これに東京都も財政的に苦しめられてきたわけです。そういう意味で安定的に地方行政を行う地方財源として、この法人課税に大きく依存をするという体質が果たしていいのかどうかという議論は、やはりこれは避けては通れない議論として私たちも真剣に考えなければいけないところではないかというふうに思います。

今回、事前に主税局の皆さんから資料をいただきましたけれども、税源の偏在の問題と、税収の年度ごとの増減幅が余りに大き過ぎることが一つの立論のベースにもなっているようですので、こうした部分については、私たちとしても検討をして、また提言を引き続き行っていく必要があるのではないかと。それこそがまさに、先ほど神野会長のおっしゃられた長期的な視野に立って、物事を検討し提言をするという趣旨にかなうのではないかとこのふうにも思っております。もちろん先ほど曾根委員もおっしゃられたとおり、短期的な事象に対してこういう形でタイムリーに提言をすること自体に、私たちは反対するものではありませんけれども、ぜひそういう観点から、これからの1年間、議論を行っていただきたいと。この機会に申し上げたいというふうに思います。

もう一つ、これは先ほど言っておけばよかったのですが、この会議の公開性についてですけれども、一律非公開ということに冒頭承諾を得てなっているようですけれども、こうした議論を聞いていただくことも一つの考え方としてあるのではないかと私は思います。また、東京都としても、たしか必要のない場合は原則公開ということになっていたかと思っておりますので、そういう意味では、毎回全面的に公開にしろと言うつもりはありませんけれども、適切なときにはぜひ公開をしていただきたいと思います。

以上です。

【神野会長】 どうもありがとうございます。ほかにご意見はございますでしょうか。

【金子（秀）委員】 お二人の先生方のご意見よくわかりました。まず、消費税の逆進性が高いというのはおっしゃるお説のとおりで、私ども非常に心配しています。だから、これがむやみやたらとただ大きくなればいいのかというふうには思っていないのですが、消費税の逆進性という性格と、それからその税源をどう移譲するかということは、直接関係ないように、今のお説ですと私は思います。消費税の逆進性は別

に考えるとして、今の消費税の税源とすれば、どう配分するかというようなことがここに書いてあるように非常に重要なことだと思っております。私どもは中小零細企業を対象とした仕事をしている業者団体ですけれども、特に中小零細企業については消費税についての取り扱いが難しいし、逆進性の一部を業務上被らなければいけないということもあるのですが、ただ、それをきちっと税源としてどうするかということは、私は消費というのはどこで行われるかというふうにと考えると、まさに消費者である住民が消費税を負担しているわけですね。最も住民に近い税金ですから、この部分については税源について、より消費者に近いところに多く配分してもらうというのは、私はいけない議論ではないのではないかとこのように思っています。

逆に私は、前にこの調査会でも申し上げましたが、地方税と地方消費税という、仮に2つに分けるとすれば、4対1じゃなくて、1対4ぐらいでいいのではないかとこのようにすら私は思っております。それは逆進性の議論とはちょっと違うように思っているものですから、これはこれできょうの緊急提言の内容で、私はいけないのではないかと、思います。

税源の偏在については、これからよく議論をすることがあると思いますので、それはそれとして議論として残せばよろしいのではないかと思っております。

【神野会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

【内田副会長】 曾根特別委員の方から、今いろいろご提言あったわけですが、全体としては出すことについてはいいのではないかと。ただ2番についてはちょっとどうなのかと。この2番については都税調の中で、もう1回処理済みになっているのですよね。そういう引き継ぎがどういうふうになされていたのか、これは会派の中での特別委員の選出のことなのでわからないのですが、一応少なくとも消費税について国と地方の税源配分という中で5対5にしようと、これは画期的な都税調の提言であったわけですよ。我々はこれはきちっと今後も守っていかなくちゃいけないし、そういう実現するまでやっていかなくちゃいけないと、こういうふうには思っております。

そういう消費税に至る議論については、またこれからどういう税率になっていくかという議論については、また別な議論として直接税と間接税をどういう比率にするのかということを含めて議論していけばいいので、都税調の中で今まで議論した中の積み重ねとして、今回の国の動向に対して物申す、そういう点ではこれでいいのではないかと、こういうふうには思っております。

【神野会長】 ありがとうございます。議論を少しまとめさせていただくと、今、ご紹介にあった地方の法人課税をめぐる動きですね。一つはやや乱暴な議論ですけれども、法人二税とも人口でとにかく配分してしまおうという議論と、もう一つ、地方自治体の方の財政は、プライマリーバランスが黒であると。この黒の部分については先ほどもご指摘のように、世界的に見てGDP比というか、国民所得費でもGDP比で見ても、世界的に見ると法人利潤に関するウエートが日本の場合に高いので、ちょうどその地方の法人にかかわる部分だけ削減する余地はあるはずだし、プライマリーバランスが黒なのだから、その部分だけは減税できるはずだという、二つの議論が出ておまして、これについて、この税制調査会で意見を述べておくのかどうかということですが、とりあえず何らかの形で意見を述べておく必要があるだろうということでは、皆さんそう大きな反対はないというふうに理解してよろしいでしょうか。

柿沢委員のご意見は、当面、全体のビジョンを見忘れないようにして打ち出すのであれば、打ち出そう

というお話です。ただ、この件については、今副会長の方からご説明がありましたように、これまでの私たちの都の税制調査会で作って上げてきたビジョンの範囲内で、それに違反するようなことではないとご説明があったとおりに思います。

2番の問題もご指摘がありましたけれども、ここでの議論ではひとまず国の税金は応能課税で、力に応じて負担をし合えよう。でも地方税というのは応益課税で、事実上お互いに負担し合う税で、それを踏まえて再分配していくのが国税の任務であるという理解に立っておりますので、2番目の問題についてもこの税制調査会としては、消費税のような応益的な課税は地方のウエートをふやすべきではないかというふうに考えておりました。かつ、これを抜くと防御一辺倒になるということになるわけですね。柿沢委員のお話でも、一応全体型としてこうなるべきであって、その中で法人課税も一概にやらないというわけではなくて、ここでの議論では、むしろ分割基準などではやらずに、外形標準などのウエートを少しふやしていくというのが筋じゃないでしょうかという議論をこれまでもやっておりましたことを考えれば、都税調がこれまでやってきた議論を踏まえて緊急に提言する内容としては、最大公約数的に見てこの3つが適切ではないかというふうに思われますが、強いご異議がなければ、何か意見をつけると緊急提言するそのものの力が弱まりますので、できればこれでご承認いただければと思います。いかがでしょうか。

【曾根委員】 一言だけ。先ほど内田副会長からお話のあったとおり、私どもはこれまでもこの会の中では少数意見であることは事実ですので、消費税についての私どもの見解は。それはそれとしながらも、一定の議論としてはそういう私どもの議論があるということは記録にとどめておきたいし、また今後いろいろな税制のあり方については幅広い議論があるのは当然なので、そういう意味では、緊急提言そのものについて、ここでストップというようなことは私どもの本旨ではありませんので、会長の裁量でお任せいたしますが、私どもの意見としては述べておきたいと、こういうことです。よろしくお願ひします。

【神野会長】 物事についてはいろいろな意見を出していただくということを前提にしながら、当面、我々これまでおおよその意味で合意をしてきた事項について、今回について緊急提言としてこのペーパーとして打ち出すということでご承認いただいたということにさせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

【神野会長】 それでは、そのようにさせていただきます。

第1の議題から、次の第2番目の議題でございますけれども、東京都税制調査会の活動の経過についてということに移りたいと思います。

初めてご臨席いただいている委員の方もいらっしゃいますので、これまで本調査会が活動してきました経過について、事務局の方から簡単にご説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

【税制調査担当部長】 それでは、事務局からこの6年間の東京都税制調査会の活動の経過につきましてご報告申し上げます。

お手元配付の資料に沿ってご説明いたします。資料2をご覧ください。東京都税制調査会は、平成12年5月に設置されまして、知事から「地方主権の時代にふさわしい地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方等について」意見を求めるとの諮問がありました。この諮問に基づき、平成12年度から14年度までの第1期、15年度から17年度までの第2期と委員の皆様方のご審議をいただき、6回にわたっ

て答申を頂戴しております。

また、この間、経済財政諮問会議、地方分権改革推進会議等の意見の取りまとめの時期にあわせまして、平成13年11月、平成14年6月、そして平成15年5月の3度にわたり、東京都税制調査会としての意見を表明し、国に提出してございます。

続いて資料3をごらんください。ここには各年度の答申の主なポイントをお示ししてございます。

12年度は、「21世紀の地方主権を支える税財政制度」として、税源移譲を中心とした地方税財政制度全般の見直しについて答申をいただきました。7兆円規模の税源移譲について、具体的に税目と移譲額を示してご提言いただきました。また、大都市にふさわしい新たな税源として、4つの新税の構想も提案されました。このうちホテル税につきましては、宿泊税として14年度から実施されております。

13年度は、「地方における新しい環境税制の構築」と題しまして、環境税制を中心に答申をいただきました。二酸化炭素を中心とする地球温暖化問題に焦点を当てまして、環境施策の相当部分を担っている地方公共団体が全国ベースの地方税としての環境税、炭素税ですが、これを課税する意義と方策についてご提言いただきました。

14年度につきましては、「都市再生のための税制のあり方」といたしまして、政策税制のあり方について答申を頂戴いたしました。あるべき税制を都市再生の観点から検討いただくとともに、税源移譲の早期実現と全国自治体の連携の重要性をご提言いただきました。

15年度の答申では、「課税自主権の確立に向けて」と題しまして答申を頂戴いたしました。真の税財政制度改革の早期実現を訴えるとともに、外形標準課税など、税制上の諸課題について広く検討いただき、地方の創意工夫を促進する課税自主権の拡充をご提言いただきました。

16年度は、「税源移譲を中心とした地方税制改革」といたしまして、調査会設置当初から一貫して主張されてきた、個人住民税と地方消費税の充実を中心とした税源移譲の必要性を再度強くご提言いただきました。所得税から個人住民税への税源移譲につきましては、18年度税制改正において実現したところであります。また、自動車関連税制の見直しについても検討いただき、新自動車税の創設をご提案いただきました。

17年度については、「真の地方分権の確立に向けた税制のあり方」について答申を頂戴いたしました。地方分権を推進するために、第二弾の税源移譲として、消費税から地方消費税の税源移譲が不可欠であると主張されています。また、市町村の基幹税目である固定資産税制について、納税者にとって簡素でわかりやすく、地方の裁量が生かせる制度とする必要があるとして具体的なご提言をいただきました。

以上、簡単ではございますが、東京都税制調査会の活動の経過につきまして報告を終わらせていただきます。

【神野会長】 ただいまのこれまでの経過についてのご説明について、何かご質問ございましたら。

(なし)

【神野会長】 それでは、引き続きまして次の議題に移りたいと思いますが、次の議題、3番目の運営について。それから検討事項について、この2つを、これからのいわばこの税制調査会の運営の仕方そのものにかかわることですので、まとめて議論をしていただければと思っております。事務局の方からご説明いただければと思っております。よろしく願いいたします。

【税制調査担当部長】 本調査会の運営並びに検討事項につきましてご説明させていただきます。まず、先ほど神野会長からも若干お話がありましたけれども、都税調の運営方法の見直しにつきましてご説明いたします。

資料4、東京都税制調査会の運営について（案）をご覧ください。これまで都税調は資料4の現行欄にございますように、単年度ごとに検討課題を決め、毎年度答申をいただく運営を行ってまいりました。

昨今の国の三位一体改革により、所得税から住民税への3兆円の税源移譲が実現いたしました。地方税財政制度改革はいまだ不十分であり、今後は将来の地方税財政制度のあるべき姿を中長期的な視点で検討していくことも必要でございます。

そこで、今回、都税調の運営方法を見直し、資料4の今後の欄にあるとおり、短期的に検討すべき課題につきましては、これまでどおり国の動向等を見据えつつ検討を行った上で、必要に応じ提言等を行うとともに、中長期的に検討すべき課題につきましては、必ずしも単年度で結論を出さずに、委員の皆様の任期を通じて検討を行っていただき、適宜、中間報告を行いながら3年間の中で答申を取りまとめていくことにしたいと考えております。これにより、今後は短期的な課題と中長期的な課題を並行して検討するなど、弾力的な運営が可能となると考えております。したがって、検討事項につきましても、やや抽象的な表現になりますけれども、弾力的な運営が可能になるよう、以下のように整理させていただきました。

資料5、検討事項（案）をご覧ください。

1つ目は、直面する税財政上の諸課題に関することでございます。国における税財政制度改革や地方分権の動向等を見据えつつ、東京都が直面する税財政上の諸課題につきましてご検討いただきたいと考えております。例えば、道路特定財源や地方法人課税のあり方についてご議論をいただき、ご提言いただければと存じます。

2つ目は、真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関することです。地方税源をより充実させ、真の地方自治を確立するという観点から、道州制の検討状況なども見据えつつ、国・地方を通じた税財政制度全体のあり方、その他これに関連する諸制度について中長期的な視点からご議論を深めていただければと存じます。

以上でございます。

【神野会長】 いかがでございましょうか。少し大きな運営の転換でございまして、中長期的な課題はいわば3年掛かって議論しましょうと。毎年度にかかわる事項については、毎年度検討していき、もちろん何か緊急に問題が起きた場合には緊急に総会などを開いて出すというように、中長期的な課題については、少し毎年行う議論も踏まえながらまとめていったらどうかという、そういう運営の方針の転換でございしますが、いかがでございましょうか。ご意見はございますでしょうか。

もちろん、必ずしも明確に分けられるわけではなくて、緊急に対応しなければならない課題を適切に整理すれば、中長期的な課題の答えの半分は含まれているというのはスウェーデンの中学校の教科書に書いてあるとおりののですが、そういう観点からいっても、行きつ戻りつの議論になるかもしれませんが、少なくとも中長期的な課題に対する答えについては最後にいたしましよと、そういう方針です。ご意見、どうですか。

【柿沢委員】 基本的には賛同いたします。そういう意味で、先ほど申し上げたように、中長期的な視

野に立って包括的な提言を行うというのがやはり、この税調の役割として非常に重要だというふうに考えておりますので。ただ、3年後の答申というもののイメージをどういうものとしてとらえればいいのか。こういうかなり分厚い網羅的なものになるのかなというふうには、今の時点ではイメージしておりますけれども、そうであるとすると、項目ごとの検討、先ほどの法人二税はというふうにするべきなのかとか、例えば消費税について、もちろん一定の基本線はもう出ているのでしようけれども、どうすべきなのか。時局的な認識も新しく取り入れながら、論点ごとの検討や洗い出しというのが必要になってくるのかなというふうに思うのですが、そういう意味で単年度ベースの議論の中で言うと、今年はこの項目とこの項目をというようなことがあって、最終的に包括的なパッケージがまとまって答申となるというようなイメージでとらえてよろしいのか。あるいは私自身もそうであるべきなのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【神野会長】 事務局の方から、何かコメントございますか。今のご意見を聞いて。

【税制調査担当部長】 基本的にそのようにご理解いただいて結構です。あと、都税調だけではなくて国等の動きもありますので、そういう動きに弾力的に対応していくという側面もあります。それで、中長期的な課題と、その動きに対する弾力的な対応というのがリンクする部分があるのですけれども、より効果的な提言ができるような運営にしていきたいなど、そのように考えています。

【柿沢委員】 それはよくわかるのですが、中長期的な課題についてどういう答申を、どういうプロセスでつくるのかというのが、ちょっといまい今のお話では見えない感じがするのですけれども。

【青木（宗）委員】 最初からいろいろと小委員長をやらせていただいた経験から言いますと、もう6年やってくると、同じことを触れざるを得ないわけですが、ずっと絶えず問題になっているものから、同じことをやはり答申、毎年の答申に盛り込まなきゃいけないのだけれども、今までのやり方ですと、毎年毎年一応大きなテーマを決めて、それで答申まとめようということ。ただ、このずっとこの6年間、分権の動きがあって、並行してこの東京都税調として、あるいは東京都として、分権に意見しなければいけない部分があって、ちょっとそのあたりがハイブリッドになってわかりにくい点があります。

ですから、当然、例えば毎年環境税だとか、自動車だとか、都市再生だとか、テーマは決めるのですけれども、やっぱり前書き、あるいは後ろの方とかで、同じテーマを、例えば税源の移譲については必ず入れざるを得ない状況がずっと来ましたので、そういうところからすると、そういう毎年繰り返し、当然これからも出していくわけなのですが、それが中間という位置づけにしておいた方が、外から見たときに東京都税調の権威を低めないためにも必要なのかなと。逆に言いますと、毎年同じ部分は同じようなことを繰り返し答申で書いて出してきて、では外から見たときに東京都税調って何をやって、どういう意義があるのかなと言われたときに、なかなか格好いいことが言いにくいのかなと。ですから、もう少し大きく構えて3年後にはすばらしいといえますか、まとまった体系的な答申を出すということが、逆に言うと付け加わったとお考えいただいた方がいいのかもしれませんが。ですから、今まで単年度でぽんぽんとやってきて、同じようなことを書いてというのではなくて、それはもう当然毎年やるべきことであって、それを包括したようなものが3年ごとに出るというふうにお考えいただいた方がよろしいのかなと、私は担当者として思っております。

【神野会長】 柿沢委員のご疑問、ごもっともだと思うのですが、つまり、説明の仕方として、こういう説明の仕方はしたくないと思うのですけれど、イメージがわからないのであれば、政府税制調査会と同じようなやり方だと。政府税制調査会が毎年の税制改正について答申を出しますよね。それと、任期が3年ですので、3年まとめてその委員会として議論したことを体系立ててまとめるという中期答申を出しているのですね。それを真似したわけではないので、イメージだけですが、そういうことだとお考えいただければいいと思います。

したがって、毎年行われているような税制改正、これは個々の問題に議論したことが、これからの委員の皆様方のご議論によりますが、多分中期答申の中にも盛り込まれていく。そのほかに、この3年間掛かって議論しなければならないことは何かということ項目ごとに議論して決めていって、3年間掛かって議論していく。その間に個々に状況はぶれていきますので、個々の問題もやりながら、その全体の最初に立てた問題が3年後にずれたりする場合がありますけれども、基本的には2つ運営していくということになりますので、今は明確に申し上げられませんが、3年間掛かってやる議題についても別途小委員会などで練って、毎年度ぐらいごとには総会にお諮りしながら、じゃあ次、課題の提起、それから展開、まとめというような、そんな3段階で進んで運営していくのかなというのが私のイメージなのですが、それで、何か事務局の方の考えていることと齟齬があれば。

【野島委員】 木と森の議論だと思うのですね。税制そのものが一つの税制度で完結するのならまだしも、例えば法人税と、いわゆる自然人の税収の絡み、それから国税と地方税との関係、こういったので一つで完結しないだけに、税制そのものがリンクしてくるわけですね、いろんな部分で。

それからあと一つは、税制とここにもありますように、財政との絡みもあるわけですから、ここで何を具体的にというのは僕も正直なところわからないのですよ。したがって、申し上げたように、税制全体の中で木と森の関係、税財政の中で木と森の関係がありますから、ぜひこういう形で進めると、今、会長お話のように、小委員会で個々具体的に全体像と個々のレベル、あるいは個々のレベルと全体像というキャッチボールをぜひやっていただければ、僕はこの運営の方法でよろしいかと思しますので、そのような意見を申し上げておきます。

【神野会長】 イメージとしてはそのようなイメージでよろしいでしょうか。

【柿沢委員】 大変よくわかりました。それで、そうすると課題の洗い出しというのが、どこかの段階で、こちらに示されるという認識でよろしいですか。

【神野会長】 多分、私の考え方では、1年間ぐらい掛かって洗い出して、議論をしてまとめていくということだと思います。だから、洗い出しの方は1年間ぐらい掛かって、小委員会で詰めていくというのでいいですか、事務局の方は。よろしいですか、そういうイメージで。

【税制調査担当部長】 小委員会でそういう項目の洗い出し、それからその場合によっては、その中の項目について特定の議論をしていただいて、11月にはそれまでの議論をどんな項目を整理したかとか、あるいはどういう議論をしたかというような中間的な報告もさせていただきますし、場合によっては個々の具体的な問題についてご提言をいただく場合もあろうかと思えます。

【神野会長】 よろしいでしょうか。それでは、今、事務局の方からご提案いただいた運営と、それから検討事項については、事務局の方の案に沿いながら、運営方法については、今、私の方から申し上げた

ような運営方法を今のところ考えておりますが、場合によってはさまざまな状況を見つつ変えていくかもしれません。その場合には、その都度総会などを開いてご説明させていただくということにさせていただきます。

引き続きまして、議題の7の5ですね、小委員会の構成についてということでございますけれども、先ほどの検討事項などについては、これまでの都の税制調査会の運営と同様に、小委員会を設置して、そこで集中的に議論を行っていきたいというふうに思っております。小委員会の委員については、資料の7にございます。ちょっとお目通しいただければと思いますが、設置要綱第7の3ですね、それによりまして、各委員と調整させていただきますが、会長の私の方から指名をさせていただきたいというふうに存じます。近日中に委員の皆様にも調整した上で、小委員会の構成を決定してご連絡したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、次の議事次第の7の(6)でございますけれども、今後の日程などについてということなのですが、小委員会の方は6月の下旬に第1回を開催させていただきたいと考えておりますし、小委員会における具体的な検討項目の細目や開催日時などにつきましては、別途事務局の方から調整させていただいてご連絡申し上げることになるかと思っております。その後の小委員会での検討を踏まえて、調査会の総会の方でございますが、これは第2回を今年の11月頃に開催したいというふうに考えております。

先ほど、柿沢委員からもいただきました公開の問題については、小委員会以外の総会関係について、少し考えさせていただいて、しかるべき判断をしたいというふうに思っております。

ご質問、ご意見がなければ、以上のような日程で今年度の調査会を進めてまいりたいというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【神野会長】 それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。

ほかに何か特別にご意見いただければ、よろしいですか。

それでは、本日予定をいたしました議事はこれで終了いたします。本日はお忙しい中、しかも少し天候すぐれない状況のもとでご参集いただきましたことを心から御礼申し上げます。

以上をもちまして閉会させていただきます。どうもありがとうございました。